

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	漁政課	検索番号	2-1
法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	根拠条項	3-3		
不利益処分	改善計画の認定の取消し				

(根拠規定)

○ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令 第3条第3項  
農林水産大臣又は都道府県知事は、法第4条第1項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が当該認定に係る改善計画（第1項の規定により当該改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の改善計画）に従つて漁業経営の改善のための措置を行つていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

(処分基準)

○ 愛媛県漁業経営改善計画認定要領（平成14年7月25日同定め） 第4の5  
知事は、認定を受けた改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、漁業者又は漁業協同組合等が当該認定に係る改善計画（第1項の規定により当該改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の改善計画）に従つて漁業経営の改善のための措置を行つていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。  
ただし、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると知事が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。

(その他)